

国土交通省 国土政策局

平成 26 年度 「小さな拠点」形成を核とした 「ふるさと集落生活圏」の形成推進に関する調査

「小さな拠点」づくりモニター調査地域 募集要領

平成 26 年 5 月 27 日に事前周知としてお知らせをいたしました。このたび、以下の要領の通りモニター調査地域の募集を行います。要領をご確認いただき、応募用紙に必要事項をご記入の上、奮ってご応募ください。

1 モニター調査の趣旨

人口減少や高齢化が進む過疎地域等の集落では、日常生活に必要なサービスを受けることが困難になるなど、今後、暮らしを続けていくことが危ぶまれる状況が全国各地で拡大していくことが懸念されています。

こうした状況に対し国土交通省では、**複数の集落が散在している地域（小学校区や合併前の旧町村など従来から一定のまとまりのある地域）**において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」、そして「小さな拠点」と周辺集落とをコミュニティバス等の移動手段でつないだ「ふるさと集落生活圏」の形成を推進することにより、**集落の維持・再生を図っています。**（「小さな拠点」「ふるさと集落生活圏」については、別紙 参考資料も参照）

本年度は、「小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏」づくり（以下『「小さな拠点」づくり』という。）に向けた合意形成・プランづくりの過程における課題やその解決手法等について、**具体的な集落地域を対象としたモニター調査**（以下「モニター調査」という。）を行うことにより、「小さな拠点」づくりの実践的なノウハウの蓄積・普及を図ります。

このため、「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりに取り組む意欲のある**モニター調査地域を募集**します。これは、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者（（株）シンクタンクみらい）と連携して、「小さな拠点」づくりモニター調査にご協力いただく地域団体等を募集するものです。

2 モニター調査の対象地域

下記（１）～（２）の要件を全て満たすものとします。

- （１）人口減少や高齢化が進む集落が散在する地域
- （２）「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりに取り組む意欲があり、また、平成 26 年度において合意形成・プランづくりに向けた本格的な検討を実施可能な地域

※過疎地域に限定するものではありません。それ以外の地域でも要件を満たせば応募することが可能です。

3 モニター調査の応募主体

「小さな拠点」づくりを主体的に進める**集落地域に根ざした地域団体**のうち、以下の（１）～（３）の要件を全て満たすものとします。

- （１）当該団体が法人格を有しているか、又は法人格のない任意の団体のうち次の①～②の要件を全て満たすもの。
 - ① 代表者の定めがあること。
 - ② 団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法、並びに責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
- （２）関係市町村との密接な連携体制を構築していること、又は構築する予定であること。（関係市町村との連名による応募、又は関係市町村からの推薦を必要とします。）
- （３）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

なお、**地方公共団体単独の応募は不可**とします。

また本調査は、「小さな拠点」づくりの取組を全国的に広げていくことを目的としているため、平成 25 年度「小さな拠点」づくりモニター調査地域として採択された地域については、今年度調査において原則として**応募対象外**とします。（同一市町村であっても地域が異なる場合は応募対象とします。）

4 モニター調査の内容、経費

人口減少や高齢化が進む集落地域における「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりの実践調査として、下記（１）～（６）の項目を中心に調査を実施する予定です。

具体的な調査内容については、モニター調査地域の選定後に、各地域の計画・実情をもとに、モニター地域と国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者が**相談し決定**することとなります。

なお、選定された応募主体は、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者と連携してモニター調査に取り組んでいただくこととなります。

- （１）「小さな拠点」づくりを検討するための枠組み（協議会等）の構築
- （２）集落地域における生活サービスや地域活動の実態把握、住民ニーズの把握
- （３）「小さな拠点」づくりのプラン（活動内容、場所・施設、運営方法、具体化手法等）の検討
- （４）「小さな拠点」とその周辺の集落とを繋ぐ交通手段等（コミュニティバス、過疎地有償運送、宅配サービスなど）についての検討
- （５）その他、「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりに必要な取組み（例えば、住民を含めた関係者間の合意形成に資する講習会・勉強

会の開催や広報誌等による広報活動、「小さな拠点」の担い手のための研修会の実施、「小さな拠点」における活動内容の試行的な取組、これらの検討等を通じた制度的課題の抽出など)

(6) モニターレポートの作成 (調査の実施状況について3回程度作成)

また、上記(1)～(6)の項目に関連して、必要に応じ、住民等へのアンケート調査やワークショップ、外部アドバイザーからの助言提供等を行うこととします。

モニター調査に必要な経費(実費)は、本調査事業の実施予算の範囲内において、本調査事業の受託業者が負担します。(上記(1)～(6)の項目に関連する調査に必要な経費として、1件あたり最大300万円程度と見込んでいます。)

なお、モニター調査においては、「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりを中心に調査を行うものであり、**施設の整備・改修、具体的な活動の本格的な実施など、「小さな拠点」づくりの具体化事業を実際に行うものではありません。**したがって、**施設の整備・改修、具体的な活動の本格的な実施等の経費は対象とはなりません。**

5 モニター調査の実施期間

平成27年2月末頃までに実施するものとします。

6 モニター調査の成果

モニター調査により得られた情報については、個人情報に関わる部分等を除き、国土交通省のホームページ等により公表する場合があります。

また、様々な機会を通じて、モニター調査地域の取組の成果を発表するなど、今後「小さな拠点」づくりに取り組む地域の参考となるよう、幅広く活用していく予定です。

7 応募について

(1) 提出資料

①応募様式(別紙)に事業計画を記載したもの

※応募様式はホームページ(<http://www.btff.co.jp/H26kyoten/bosyuu.htm>)からダウンロードできます。(ファイル形式等の変更は不可)

※なお、当募集要領及び応募様式については、国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000045.html)からも取得可能です

②応募団体の規約等(応募主体の要件(1)が確認できるもの)

(2) 提出方法

上記(1)の各資料について、(4)の提出先メールアドレスまで、**電子メールにより提出してください。**

なお、**電子メール送信後は、必ず資料が届いているかを電話にて確認してください。**

(3) 応募締切

平成26年7月10日(木) 17:00必着

(4) 応募資料の提出先

「小さな拠点」づくりモニター調査事務局((株)シンクタンクみらい内)

住所： 〒108-0014 東京都港区芝5-14-15 望月ビル5階

電話： 03-6435-2308 (平日10:00~17:00)

Mail： kyoten@btff.co.jp

8 モニター調査地域の選定について

(1) 選定方法

外部有識者の意見を踏まえ、下記(2)の「選定基準」に従って、上記7(3)の応募締切までに応募があった集落地域の中から、**15地域程度**を選定する予定です。

なお、選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 選定基準

【形式審査】

- ① 応募地域が、上記2「モニター調査の対象地域」に掲げる集落地域であること。
- ② 応募主体が、上記3「モニター調査の応募主体」に掲げる主体であること。

【内容審査】

- ③ 応募内容が小さな拠点づくりモニター調査の趣旨に合致していること。(的確性)
- ④ 「小さな拠点」づくりの検討を行う準備が整っていること。また、関係市町村との密接な連携体制が整っていること。(応募主体を中心に、行政や集落地域の関係団体等が連携して検討を行う体制が具体的に示されていることなど) (実行性)
- ⑤ 「小さな拠点」づくりに向けた具体的な検討内容、手順、方法が示されていること。(具体性)
- ⑥ モニター調査終了後も「小さな拠点」づくりを具体化する取組が応募主体を中心に、地域が主体となって、関係市町村と連携しながら継続的に行われることが見込まれること。(継続性)

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、平成26年7月末を目途に、応募者全員に対し書面により通知する予定です。